

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第91号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内の普通河川「郷川」（以下「郷川」という。）を不法占有している橋りょうが多数存在していることを東広島地域事務所建設局竹原支局長（以下「竹原支局長」という。）が公式に認めているとして、「不法占有の現状を容認している理由や根拠などを記載した文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「不法占有の現状を容認している理由や根拠などを記載した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。

理由説明書によれば、現存する橋りょうで申請の伴っていないものは、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規

則」という。) 施行前に設置されたものであることとなる旨一方的に結論付け、管理規則施行後に設置(補修等を含む。)されたにもかかわらず、許可申請書を提出せず不法占用している橋りょうの現状を容認している理由や根拠などを記載した文書等を隠匿しようと画策している。

利害関係者である異議申立人からの開示請求書であることから本件処分を強行したことは、条例に対する重大な違反行為であり、管理規則の施行後に設置されたにもかかわらず、許可申請書を提出せず不法占用している橋りょうの現状を容認している理由や根拠などを記載した文書を速やかに開示するよう強く要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 砂防指定地内での工作物設置申請と許可に係る基本事項

郷川の砂防設備は、昭和31年度から逐次整備をされており、砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書(以下「許可申請書」という。)の提出が義務付けられたのは、昭和45年度の管理規則施行からである。管理規則施行前に設置された橋りょうについては、許可申請書の提出(以下「申請」という。)は伴っていない。

橋りょう設置の技術的審査基準である、広島県砂防技術指針(以下「技術指針」という。)は、国の定めた河川砂防技術指針及びこれに関連する諸規程(以下「技術基準等」という。)を採択して策定されており、技術基準等が改訂されれば、技術指針の見直しが行われる。

上述の背景から、管理規則施行前に設置された橋りょうについては、橋りょう所有者が当該橋りょうの補修等を行おうとする際には、申請及びその時点での技術指針の基準に合致する構造での改築、又は、当該橋りょうの撤去を指示することとされており、他方、管理規則施行後に設置された橋りょうが、申請を伴っていないものであれば、是正措置(申請をすること、又は、撤去することの指示)を行うこととされている。

このため、橋りょうの設置基準は、多様であり、一定時点で構造に関する検証を行う際には、その一定時点の設置基準に合致しない場合が生じ得るが、この状況は、既存不適格のものとして容認せざるを得ない。また、橋りょう所有者により補修等なされた場合についても、同様のこととなる。

2 対象行政文書が存在しない理由

申請の状況は、管理規則施行の前後で異なるものではあるが、現存する橋りょうで申請の伴っていないものは、管理規則施行前に設置されたものであることになる。このことは、管理規則及び広島県砂防指定地管理条例(平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。)の目的からして、申請を伴っていない橋りょうに対する前述の是正措置は不文律であ

ることからも、明らかである。

本件請求で異議申立人の主張する、不法占用（既存不適格）状況の惹起は、関係規程の変遷に起因するものであり、このことから、当該状況はやむを得ないものではあるが、当該状況の放任までも容認しているものではない。

第5 審査会の判断

1 砂防指定地及び砂防設備の占用について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条に、砂防指定地において治水砂防のため施設するものと規定されている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、実施機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。

管理条例第3条において、砂防指定地内において、砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。制限行為許可については、同条第2項により、砂防指定地に指定される前に設置された施設又は工作物については、許可が不要とされている。

また、管理条例第4条において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。

なお、管理条例制定前は、管理規則において、制限行為許可及び占用許可について規定されていた。

管理規則施行以後に砂防指定地に橋りょうを設置しようとした場合、原則、建設するために制限行為許可を受ける必要があり、設置した場合には通常砂防設備を占用することになるため、占用許可も必要となる。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、竹原支局長が、郷川には不法占用している橋りょうが多数存在することを公式に認めているとして、本件開示請求を行ったとしており、また、本件に係る意見書において、「管理規則の施行後に設置されたにもかかわらず、許可申請書を提出せず不法占用している橋りょうの現状を容認している理由や根拠などを記載した文書」を開示することを求めている。

このことから、本件対象文書は、郷川に設置されている橋りょうのうち、管理条例又は管理規則第4条に規定する占用許可を受けていない（以下「不法占用」という。）橋りょうについて、当該不法占用の現状を容認している理由や根拠などを記載した文書と認められる。

まず、管理条例及び管理規則第4条は、「砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と規定しており、他の条文を確認しても、条例又は規則上、砂防設備を許可なく不法に占有することを容認しているとは認められない。

そして、理由説明書において、実施機関は、管理規則施行後に設置された橋りょうに係る申請がない場合、是正措置を行うと説明しているが、実際、審査会において砂防設備の占有許可に係る台帳を確認したところ、郷川において、占有許可の期限が満了していながら、更新に係る手続きが行われていなかった橋りょうについて、実施機関において占有許可までの事務処理が行われていることが認められた。

不法占有である橋りょうの存否について、当審査会が判断する立場にはないが、条例及び規則並びに実施機関の事務処理からすると、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明を不自然とまでは判断できない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 16	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 9. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 9. 30 (平成20年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 10. 28 (平成20年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授